

添付法令資料 3 :

印紙税の実施規定に関する2024年10月11日付インドネシア共和国
財務大臣規則No. 78 (目次)
同年11月1日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 印紙税の対象、納付時期及び納税者 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 印紙税の納付、印紙の調達、管理及び販売の実施並びに印紙の有効性の決定に係る手続
 - 第 1 節 通則 (第 6 条)
 - 第 2 節 貼付印紙の管理 (第 7 条ないし第 15 条)
 - 第 3 節 電子印紙の管理 (第 16 条ないし第 24 条)
 - 第 4 節 その他の形式の印紙の管理 (第 25 条ないし第 41 条)
 - 第 5 節 税納付書を用いた印紙税の納付 (第 42 条及び第 43 条)
 - 第 6 節 印紙の有効性の決定 (第 44 条ないし第 46 条)
- 第 4 章 先日付印紙 (第 47 条ないし第 54 条)
- 第 5 章 印紙税の徴収
 - 第 1 節 印紙税徴収者の決定 (第 55 条ないし第 59 条)
 - 第 2 節 印紙税の徴収、納付及び報告に係る手続 (第 60 条ないし第 67 条)
 - 第 3 節 印紙税徴収者の決定の取消し (第 68 条ないし第 72 条)
- 第 6 章 納付すべきでない余剰納付税金の還付 (第 73 条ないし第 79 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 80 条)
- 第 8 章 終則 (第 81 条及び第 82 条)